

請 願 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 4 0	受 理 年 月 日	令 和 6 年 5 月 28 日
件 名	訪問介護費引下げの撤回及び介護報酬引上げの再改定の早期実施の要請		
要 旨	<p>訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない。親を介護施設に入れざるを得ない。3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっている。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねない。</p> <p>介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがある。既に2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所である。</p> <p>厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態から懸け離れている。</p> <p>訪問介護は特に人手不足が深刻である。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額6万円も下回る。ヘルパーも有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準である。</p> <p>政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため、報酬を0.98パーセント引き上げるとしている。これにより厚生労働省は職員のベースアップを2024年度に月約7,500円、2025年度に月約6,000円と見込む。しかし、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はない。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけである。</p> <p>ついては、以上の趣旨から、訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことについて、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対して意見書を提出することを願う。</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	河合ようこ、西野さち子、えもとかよこ、くらた共子		
付 託 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		